

令和4年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和4年11月30日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 6 4 号 議 案	安城市情報公開条例及び安城市市民参加条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 6 5 号 議 案	安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 6 6 号 議 案	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 6 7 号 議 案	安城市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 6 8 号 議 案	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 6 9 号 議 案	安城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 7 0 号 議 案	安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
第 7 1 号 議 案	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 7 2 号 議 案	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
第 7 3 号 議 案	安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
第 7 4 号 議 案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
第 7 5 号 議 案	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
第 7 6 号 議 案	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 7

第 7 7 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 9
第 7 8 号 議 案	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
第 7 9 号 議 案	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	5 5
第 8 0 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	5 9
第 8 1 号 議 案	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 1
第 8 2 号 議 案	安城市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	6 3
第 8 3 号 議 案	安城市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	6 5
第 8 4 号 議 案	安城市奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について	7 1
第 8 5 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7 3
第 8 6 号 議 案	令和 4 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について	別冊
第 8 7 号 議 案	令和 4 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 8 8 号 議 案	令和 4 年度安城市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 8 9 号 議 案	令和 4 年度安城市一般会計補正予算（第 7 号）について	別冊
第 9 0 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市民交流センター）	8 9

第 9 1 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市民会館）	9 1
-------------	----------------------	-----

第64号議案

安城市情報公開条例及び安城市市民参加条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市情報公開条例及び安城市市民参加条例の一部を改正する条例

(安城市情報公開条例の一部改正)

第1条 安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）の一部を次のよう
に改正する。

第7条、第8条第1項、第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」
に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

第22条第1号中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

第26条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

(安城市市民参加条例の一部改正)

第2条 安城市市民参加条例（平成23年安城市条例第14号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第3号中「かかわり」を「関わり」に改める。

第5条第2項中「わかりやすく」を「分かりやすく」に改める。

第9条第4項第2号及び第6項並びに第12条第2項ただし書中「非開示情報」
を「不開示情報」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、関連する用語の整理等をする上で必要があるため。

第65号議案

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年安城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、安城市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める事項について調査審議するため、安城市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1）安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第19条の規定による諮問 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求に係る事件
- （2）前号に掲げるもののほか、安城市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の諮問 情報公開に関する重要な事項
- （3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る事件
- （4）安城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年安城市条例第 号

）第7条の規定による諮問 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
第5条を次のように改める。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第8条を第13条とする。

第7条中「組織に関し必要な事項は規則で、審査会の議事の手続その他運営」を「調査審議の手続」に、「審査会が」を「会長が審査会に諮って」に改め、同条を第12条とする。

第6条の見出しを「(調査審議手続の非公開)」に改め、同条中「審議」を「調査審議」に改め、同条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は第2条第1号に掲げる諮問をした実施機関若しくは同条第3号に掲げる諮問をした市の機関(安城市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。)(以下「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補

佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第9条 審査関係人は、審査請求に係る事件に関して、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安城市情報公開条例の一部改正)

2 安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第1条第1項」を「第2条」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、安城市情報公開・個人情報保護審査会の運営に関し必要な事項を定める上で必要があるため。

第66号議案

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年安城市条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条の表第6条第1項の項中「第6条第1項」を「第6条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第3項の項及び第16条第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条第3項及び第22条第2項の項及び第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第67号議案

安城市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の降給に関する条例（平成30年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条中「降任された場合の」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合の」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）附則第3条の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）附則第3条の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、安城市職員の給与に関する条例附則第3条の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同条の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同条の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第68号議案

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び」を削り、同項第2号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「及び同法第28条の5第1項」を「並びに同法第22条の4第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）安城市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第9条第2項に規定する

暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

- 3 暫定再任用職員であって、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同項の規定により採用された職員とみなして、新条例の規定を適用する。
- 4 安城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安城市条例第 号）附則第2条第1項の規定により期限を延長することとされている職員は、安城市職員の定年等に関する条例（昭和59年安城市条例第3号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新条例の規定を適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正等に伴い、必要があるため。

第69号議案

安城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の定年等に関する条例（昭和59年安城市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5第1項、第2項及び第5項、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「ときは、その」を「ときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を

当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めているものについては、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「より」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「がその業務」を「が当該職務」に、「、その」を「、当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職（以下この章において「管理監督職」という。）は、次に掲げる職とする。

- (1) 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12

号) 第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) その職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) その職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週

間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職

員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の安城市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。

以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において

「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の安城市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条

例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で

定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合（以下次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しよ

うとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用するこ

とができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。

）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢6

0年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第70号議案

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「で、」を「の期間、その発令の日に受ける」に、「の額」を「の額。以下この条において同じ。」に、「並びに」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第71号議案

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）の
一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第
1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で
同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短
時間勤務職員」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間
勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」
に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時
間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年
前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第6
3号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条
第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された

職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第72号議案

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年安城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 安城市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

- (3) 安城市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第6条第1項の項を削り、同表第16条第3項の項及び第16条第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第16条第3項の項及び第16条第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第3条の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第3条の規定の適用については、同条中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第73号議案

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年安城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第74号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。

第75号議案

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第3項を除き、」を削る。

第4条各号中「給与条例」を「当該職員が任用された日の属する年度の4月1日における給与条例」に改める。

第11条第1項中「職員」との次に「、同条第2項中「とする」とあるのは「とする。ただし、期末手当基礎額に乗ずる割合（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われる年度における職員の期末手当の支給率は、当該職員が任用された日の属する年度の4月1日における支給率によるものとする」とを加える。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年12月に支給する期末手当に対する改正後の第11条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、パートタイム会計年度任用職員の報酬の限度額及び期末手当の改定の時期を改める上で、必要があるため。

第76号議案

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37
年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め
る。

第2条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費
に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日
から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の
安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものゝ期末手当を改定する必要があるため。

第 77 号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 安城市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 105」に、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第 2 条関係）

市費負担教員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	168,300	184,500
2	169,900	186,700
3	171,400	188,800
4	173,000	191,100
5	174,600	193,100
6	176,500	195,200
7	178,400	197,300
8	180,200	199,500
9	182,000	201,700

10	1 8 4, 1 0 0	2 0 4, 4 0 0
11	1 8 6, 2 0 0	2 0 7, 1 0 0
12	1 8 8, 1 0 0	2 0 9, 7 0 0
13	1 9 0, 1 0 0	2 1 2, 4 0 0
14	1 9 2, 2 0 0	2 1 4, 1 0 0
15	1 9 4, 4 0 0	2 1 5, 8 0 0
16	1 9 6, 5 0 0	2 1 7, 5 0 0
17	1 9 8, 8 0 0	2 1 9, 3 0 0
18	2 0 1, 1 0 0	2 2 1, 0 0 0
19	2 0 3, 7 0 0	2 2 2, 7 0 0
20	2 0 6, 0 0 0	2 2 4, 4 0 0
21	2 0 8, 5 0 0	2 2 6, 2 0 0
22	2 1 0, 1 0 0	2 2 8, 1 0 0
23	2 1 1, 9 0 0	2 3 0, 1 0 0
24	2 1 3, 6 0 0	2 3 2, 0 0 0
25	2 1 5, 1 0 0	2 3 3, 6 0 0
26	2 1 6, 6 0 0	2 3 5, 6 0 0
27	2 1 8, 2 0 0	2 3 7, 7 0 0
28	2 1 9, 8 0 0	2 3 9, 7 0 0
29	2 2 1, 5 0 0	2 4 1, 6 0 0
30	2 2 3, 2 0 0	2 4 4, 3 0 0
31	2 2 5, 0 0 0	2 4 7, 1 0 0
32	2 2 6, 7 0 0	2 4 9, 9 0 0
33	2 2 8, 0 0 0	2 5 2, 5 0 0
34	2 2 9, 8 0 0	2 5 5, 4 0 0
35	2 3 1, 5 0 0	2 5 8, 0 0 0
36	2 3 3, 2 0 0	2 6 0, 8 0 0
37	2 3 4, 6 0 0	2 6 3, 2 0 0
38	2 3 6, 3 0 0	2 6 5, 6 0 0
39	2 3 8, 1 0 0	2 6 8, 2 0 0

40	2 3 9, 8 0 0	2 7 0, 4 0 0
41	2 4 1, 5 0 0	2 7 3, 0 0 0
42	2 4 3, 2 0 0	2 7 5, 4 0 0
43	2 4 4, 8 0 0	2 7 7, 6 0 0
44	2 4 6, 5 0 0	2 7 9, 8 0 0
45	2 4 8, 1 0 0	2 8 1, 9 0 0
46	2 4 9, 7 0 0	2 8 4, 2 0 0
47	2 5 1, 0 0 0	2 8 6, 3 0 0
48	2 5 2, 3 0 0	2 8 8, 3 0 0
49	2 5 3, 4 0 0	2 9 0, 6 0 0
50	2 5 4, 8 0 0	2 9 2, 4 0 0
51	2 5 6, 2 0 0	2 9 4, 3 0 0
52	2 5 7, 3 0 0	2 9 6, 1 0 0
53	2 5 8, 5 0 0	2 9 7, 6 0 0
54	2 5 9, 9 0 0	2 9 9, 7 0 0
55	2 6 0, 9 0 0	3 0 1, 8 0 0
56	2 6 1, 9 0 0	3 0 4, 0 0 0
57	2 6 3, 2 0 0	3 0 6, 1 0 0
58	2 6 4, 2 0 0	3 0 8, 5 0 0
59	2 6 5, 3 0 0	3 1 0, 8 0 0
60	2 6 6, 3 0 0	3 1 3, 4 0 0
61	2 6 7, 6 0 0	3 1 5, 7 0 0
62	2 6 8, 3 0 0	3 1 8, 2 0 0
63	2 6 9, 2 0 0	3 2 0, 5 0 0
64	2 6 9, 8 0 0	3 2 2, 8 0 0
65	2 7 0, 8 0 0	3 2 4, 9 0 0
66	2 7 2, 3 0 0	3 2 6, 8 0 0
67	2 7 3, 4 0 0	3 2 8, 4 0 0
68	2 7 4, 7 0 0	3 3 0, 0 0 0
69	2 7 6, 3 0 0	3 3 2, 0 0 0

70	2 7 7, 8 0 0	3 3 4, 1 0 0
71	2 7 9, 1 0 0	3 3 6, 3 0 0
72	2 8 0, 6 0 0	3 3 8, 3 0 0
73	2 8 1, 4 0 0	3 4 0, 5 0 0
74	2 8 2, 4 0 0	
75	2 8 3, 6 0 0	
76	2 8 4, 7 0 0	
77	2 8 5, 9 0 0	
78	2 8 6, 9 0 0	
79	2 8 8, 2 0 0	
80	2 8 9, 1 0 0	
81	2 9 0, 3 0 0	
82	2 9 1, 1 0 0	
83	2 9 2, 1 0 0	
84	2 9 3, 2 0 0	
85	2 9 4, 1 0 0	
86	2 9 5, 0 0 0	
87	2 9 5, 7 0 0	
88	2 9 6, 8 0 0	
89	2 9 7, 8 0 0	
90	2 9 8, 7 0 0	
91	2 9 9, 6 0 0	
92	3 0 0, 4 0 0	
93	3 0 0, 7 0 0	
94	3 0 1, 5 0 0	
95	3 0 2, 2 0 0	
96	3 0 3, 0 0 0	
97	3 0 3, 8 0 0	
98	3 0 4, 6 0 0	
99	3 0 5, 5 0 0	

100	306,200	
101	307,100	
102	307,600	
103	308,100	
104	308,600	
105	308,800	
106	309,200	
107	309,600	
108	309,800	
109	310,000	
110	310,200	
111	310,500	
112	310,800	
113	311,000	
114	311,200	
115	311,400	
116	311,700	
117	312,000	
118	312,300	
119	312,600	
120	312,900	
121	313,100	
122	313,300	
123	313,500	
124	313,900	
125	314,200	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		

再任用 職員以 外の職 員	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					

	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000	350,400						
	115		301,300	350,800						
	116		301,700	351,200						
	117		301,900	351,700						
	118		302,100	352,100						
	119		302,400	352,500						
	120		302,700	352,900						
	121		303,100	353,400						
	122		303,300	353,800						
	123		303,600	354,200						
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第3条を除き、」を削る。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条の2の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短

時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3条を次のように改める。

(経過措置)

第3条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5条において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の2の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附則に次の6条を加える。

第4条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第5条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第7条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第6条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第7条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5条に規定する職員を除く。）であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第8条 附則第5条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第3条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第9条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、附則第3条の規定による

給料月額、附則第5条の規定による給料その他附則第3条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

附 則

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

(施行期日等)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条並びに次項及び次条 公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日

2 第1条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の給与条例」という。）附則別表及び別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第3条から第9条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「

定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 改正後の給与条例第5条、第10条から第12条まで及び第13条の規定は、

暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第5条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定し、及び国家公務員に準じ定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する事項等を定める上で、必要があるため。

第78号議案

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第
46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第3項を除き、」を削る。

第5条第1項中「給料は、」を「職員の給料は、当該職員が任用された日の属す
る年度の4月1日における」に改める。

第18条第1項中「職員」と」の次に「、同条第2項中「とする」とあるのは「
とする。ただし、期末手当基礎額に乗ずる割合（以下この項において「支給率」と
いう。）の改定が行われる年度における職員の期末手当の支給率は、当該職員が任
用された日の属する年度の4月1日における支給率によるものとする」と」を加え
る。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年12月に支給する期末手当に対する改正後の第18条第1項の規定の
適用については、同項中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、フルタイム会計年度任用職員の給料及び期末手当の改定の時期を改める上で、必要があるため。

第79号議案

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（安城市の休日を定める条例（平成2年安城市条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令

又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「(安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第50号。以下「条例第50号」という。))附則第3項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第19項まで」を加える。

附則第7項中「(条例第50号附則第4項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第8項中「(条例第50号附則第5項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則に次の8項を加える。

12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第1

3項」とする。

- 1 4 安城市職員の給与に関する条例附則第3条の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 5 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に」とあるのは「60歳に」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 6 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 1 7 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から20年」とあるのは「60歳から15年」とする。
- 1 8 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるそ

の者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項本文及び第10条第2項の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の安城市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第3条 新条例第2条第2項本文及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正等に伴い、必要があるため。

第80号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

NPO法人ほのぼのふぁみりー	安城市横山町横山159番地
----------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴い、必要があるため。

第 8 1 号議案

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 2 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改
め、同条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項若しくは第 2 8 条の 6 第 1
項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項若しくは第 2 2 条の 5 第 1 項」に改め
る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1
項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項
又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員については、安城
市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 及び
第 1 5 条の規定は、適用しない。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第 8 2 号議案

安城市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の再任用に関する条例を廃止する条例

安城市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年安城市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、必要があるため。

第 8 3 号議案

安城市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 3 条 市の機関が開示決定等をする場合における法第 8 3 条第 1 項及び第 8 4 条の規定の適用については、同項中「3 0 日以内」とあるのは「1 4 日以内」とし、同条中「6 0 日以内」とあるのは「4 4 日以内」と、「同条第 1 項」とあるのは「安城市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年安城市条例第 号）第 3 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料は、無料とす

る。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正決定等の期限に関する特例）

第5条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「29日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「安城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年安城市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第6条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「29日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「安城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年安城市条例第 号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（安城市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、安城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年安城市条例第51号）第2条に規定する安城市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（1）この条例を改廃しようとする場合

（2）個人情報の取扱いに関し他の条例を制定し、又は改廃しようとする場合

（3）法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

（4）前3号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、又は変更しようとする場合

（実施状況の公表）

第8条 市長は、毎年1回、市の機関における法の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安城市個人情報保護条例の廃止)

第2条 安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）は、廃止する。

(安城市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の安城市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を取り扱う事務に従事している同条第2号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）又はこの条例の施行前において旧個人情報を取り扱う事務に従事していた旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条第4項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に次に掲げる場合において旧個人情報を取り扱う事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該事務に従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が受託した事務を行う場合
- (2) 指定管理者が公の施設を管理するに当たって旧個人情報を取り扱う事務を行う場合

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項の規定による旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示の請求がされた場合、旧条例第28条第1項若しくは同条第2項の規定により準用する旧条例第15条第2項の規定による旧保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この項において同じ。）の請求がされた場合、旧条例第34条第1項若しくは同条第2項の規定により準用する旧条例第15条第2項の規定による旧保有個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下この項において「利用停止」という。）の請求がされた場合又は旧条例第43条第1項若しくは同条第2項の規定により準用する旧条例第15条第2項の規定による是正の

申出がされた場合における旧保有個人情報の開示（これに係る旧条例第27条に規定する費用の負担を含む。）、訂正及び利用停止並びに旧条例第44条第3項の規定による旧実施機関の措置については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項各号の規定により旧個人情報を取り扱う事務に従事している者又はこの条例の施行前において同項各号の規定により旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

5 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその事務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員（安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年安城市条例第 号）による改正前の安城市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第1項に規定する安城市情報公開・個人情報保護審査会の委員を除く。以下この項において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において職務上知り得た個人の秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、偽りその他不正の手段により、旧条例第21条第1項の決定に基づく旧保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受ける行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（安城市手数料条例の一部改正）

第4条 安城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第9安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第18条第2項に規定する公文書の写し又は安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）第27条第2項に規定する保有個人情報の写しの交付手数料の項中「安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）第27条第2項」を「安城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年安城市条例第 号）第4条第2項」に改める。

（安城市情報公開条例の一部改正）

第5条 安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法令」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。）」を加え、「（安城市個人情報保護条例（平成12年安城市条例第50号）を除く。）」を削る。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

第84号議案

安城市奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市奨学金支給条例の一部を改正する条例

安城市奨学金支給条例（昭和44年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第4条の見出しを「（支給期間等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 奨学金の支給を受けた月数の合計が48月に達した者には、奨学金を支給しない。

第6条中「保証人連署のうえ事由の生じた」を「父、母その他これらに準ずる者（以下「父母等」という。）1人の連署の上当該各号に該当することとなった」に、「当該学校長」を「在学する学校の校長」に改め、同条第3号中「保証人」を「連署した父母等」に改める。

第10条中「支給」を「の支給」に、「充当する」を「充てる」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、奨学金の支給月数に係る上限の新設等をする上で必要があるため。

第 8 5 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中

「
イ 共同住宅等で、1 棟
の総戸数が
(ア) 1 のもの 5, 2 0 0 円
を
」

「
イ 建築物全体又は複合
建築物（建築物のエネ
ルギー消費性能の向上
に関する法律（平成 2
7 年法律第 5 3 号。以
下この表において「建
築物省エネ法」という
。）第 1 1 条第 1 項に
規定する非住宅部分（
以下この表において「
非住宅部分」という。
」

<p>）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が</p> <p>(ア) 1のもの</p>	<p>5, 200円</p>	<p>に、</p>
---	----------------	-----------

<p>ウ 住宅以外の建築物で、延べ面積が</p>		<p>を</p>
--------------------------	--	----------

<p>ウ 複合建築物の非住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、非住宅部分の床面積の合計が</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 300平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 住宅以外の建築物で、延べ面積が</p>	<p>10, 300円</p> <p>17, 900円</p>	<p>に、</p>
--	---------------------------------	-----------

<p>イ 共同住宅等で、1棟の総戸数が</p>		<p>を</p>
-------------------------	--	----------

(ア) 1のもの	37,100円
----------	---------

「

イ 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が (ア) 1のもの	37,100円
---	---------

に、

「

(ウ) 6以上のもの ウ 住宅以外の建築物で	105,400円
---------------------------	----------

を

「

(ウ) 6以上のもの ウ 複合建築物の非住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で (ア) 非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るもの	105,400円
--	----------

に、「建築物エネルギー消費

であるものの非住宅部分の床面積の合計が	
a 300平方メートル以内のもの	95,000円
b 300平方メートルを超えるもの	121,000円
(イ) (ア) 以外のものの非住宅部分の床面積の合計が	
a 300平方メートル以内のもの	248,400円
b 300平方メートルを超えるもの	311,200円
エ 住宅以外の建築物で	

」

性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）を「建築物省エネ法基準省令」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中

「

ウ 1棟全体について申請するとき（住戸について併せて申請するときを含む。）の共同住宅等で、総戸数が	
(ア) 1のもの	3,200円

を

」

「

ウ 建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係	
---------------------------------	--

<p>るものについて申請する ときの共同住宅等で 、1棟の総戸数が (ア) 1のもの</p>	<p>3, 200円</p>	<p>に、</p>
---	----------------	-----------

<p>エ 住宅以外の建築物で 、延べ面積が</p>		<p>を</p>
--	--	----------

<p>エ 複合建築物の非住宅 部分に係るものについ て申請するときの共同 住宅等で、非住宅部分 の床面積の合計が (ア) 300平方メート ル以内のもの (イ) 300平方メート ルを超えるもの オ 住宅以外の建築物で 、延べ面積が</p>	<p>6, 200円 10, 700円</p>	<p>に、</p>
--	--------------------------------------	-----------

<p>ウ 1棟全体について申 請するとき（住戸につ いて併せて申請する ときを含む。）の共同住 宅等で、総戸数が (ア) 1のもの</p>	<p>19, 200円</p>	<p>を</p>
--	-----------------	----------

<p>ウ 建築物全体、建築物</p>		
--------------------	--	--

<p>全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が</p> <p>(ア) 1のもの</p>	<p>19,200円</p>	<p>に、</p>
<p>(ウ) 6以上のもの</p> <p>エ 住宅以外の建築物で</p>	<p>54,500円</p>	<p>を</p>
<p>(ウ) 6以上のもの</p> <p>エ 複合建築物の非住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で</p> <p>(ア) 非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が</p> <p>a 300平方メートル以内のもの</p> <p>b 300平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) (ア)以外のものの非住宅部分の床面積の合計が</p>	<p>54,500円</p> <p>48,600円</p> <p>62,300円</p>	<p>に改め、同表建築物のエネルギー</p>

a	300平方メートル以内のもの	125,200円
b	300平方メートルを超えるもの	157,400円
オ	住宅以外の建築物で	

ギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同表建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項中

イ	共同住宅等で、1棟の総戸数が (ア) 1のもの	5,200円	を
---	----------------------------	--------	---

イ	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が (ア) 1のもの	5,200円	に、
---	---	--------	----

ウ	住宅以外の建築物で、延べ面積が		を
---	-----------------	--	---

ウ	複合建築物の非住宅部分に係るものについ		
---	---------------------	--	--

て申請するときの共同住宅等で、非住宅部分の床面積の合計が		
(ア) 300平方メートル以内のもの	10,300円	
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円	
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円	に、
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円	
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円	
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	218,000円	
エ 住宅以外の建築物で、延べ面積が		

「

b	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
g	25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
(イ)	(ア)以外のものの非住宅部分の床面積の合計が	
a	300平方メートル以内のもの	248,400円
b	300平方メートルを超え1,000平方メートル	311,200円

に改め、同表建築物省エネ法

	以内のもの	
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円
f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
g	25,000平方メートルを超えるもの	952,400円
エ	住宅以外の建築物で	

第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中

ウ	1棟全体について申請するとき（住戸について併せて申請するときを含む。）の共同住宅等で、総戸数が	
(ア)	1のもの	3,200円

を

ウ 建築物全体、建築物 全体及び住戸又は複合 建築物の住宅部分に係 るものについて申請す るときの共同住宅等で 、1棟の総戸数が (ア) 1のもの	3, 200円	に、
---	---------	----

エ 住宅以外の建築物で 、延べ面積が		を
-----------------------	--	---

エ 複合建築物の非住宅 部分に係るものについ て申請するときの共同 住宅等で、非住宅部分 の床面積の合計が		
(ア) 300平方メート ル以内のもの	6, 200円	
(イ) 300平方メート ルを超え1, 000 平方メートル以内の もの	10, 700円	
(ウ) 1, 000平方メ ートルを超え2, 0 00平方メートル以 内のもの	17, 500円	
(エ) 2, 000平方メ ートルを超え5, 0	52, 400円	に、

<p>00平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅以外の建築物で、延べ面積が</p>	<p>82,900円</p> <p>104,700円</p> <p>130,800円</p>
--	--

<p>ウ 1棟全体について申請するとき（住戸について併せて申請するときを含む。）の共同住宅等で、総戸数が</p> <p>(ア) 1のもの</p>	<p>19,200円</p>	を
--	----------------	---

<p>ウ 建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が</p> <p>(ア) 1のもの</p>	<p>19,200円</p>	に、
--	----------------	----

(ケ) 301以上のもの エ 住宅以外の建築物で	336,900円	を
-----------------------------	----------	---

(ケ) 301以上のもの エ 複合建築物の非住宅 部分に係るものについ て申請するときの共同 住宅等で (ア) 非住宅部分の全部 が建築物省エネ法基 準省令第10条第1 号イ(2)及びロ(2) に定める基準に 係るものであるもの の非住宅部分の床面 積の合計が	336,900円	
a 300平方メー トル以内のもの	48,600円	
b 300平方メー トルを超え1,0 00平方メートル 以内のもの	62,300円	
c 1,000平方 メートルを超え2 ,000平方メー トル以内のもの	82,600円	
d 2,000平方 メートルを超え5 ,000平方メー	137,700円	

トル以内のもの	
e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円
g 25,000平方メートルを超えるもの	259,300円
(イ) (ア) 以外のものの非住宅部分の床面積の合計が	
a 300平方メートル以内のもの	125,200円
b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円
e 5,000平方メートルを超え1	367,100円

に改め、同表備考第1項中「

	0,000平方メートル以内のもの	
f	10,000平方メートルを超え	435,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
g	25,000平方メートルを超えるもの	498,200円
オ	住宅以外の建築物で	

」

各号に掲げる場合」の次に「（複合建築物の住宅部分に係るものの申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）」を加え、同項第2号中「（住戸及び共用部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表備考第2項から第4項までの規定中「各号に掲げる場合」の次に「（複合建築物の住宅部分に係るものの申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）」を加え、同表備考第5項及び第7項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項」を「建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項」に改め、同表備考第8項、第9項、第11項及び第12項中「各号に掲げる場合」の次に「（複合建築物の住宅部分に係るものの申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一提案理由一

この案を提出したのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第90号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

記

1 公の施設

安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成21年安城市条例第22号）に規定する安城市民交流センター

2 指定をする団体

特定非営利活動法人愛知ネット

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第91号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和4年11月30日提出

安城市長 神谷 学

記

1 公の施設

安城市民会館条例（昭和47年条例第6号）に規定する安城市民会館

2 指定をする団体

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。